

令和7年第2回

富谷市議会定例会議案書

令和7年6月12日提出

富 谷 市

令和7年第2回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1 号	富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	1
議案第 2 号	富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案第 3 号	富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	12
議案第 4 号	富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例等の一部改正について・・・・・・・・	18
議案第 5 号	令和7年度富谷市一般会計補正予算（第3号）・・・・・・・・	別冊
議案第 6 号	令和7年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）・・・・	別冊
議案第 7 号	令和7年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第1号）・・・・	別冊
議案第 8 号	令和7年度富谷市下水道事業会計補正予算（第1号）・・・・	別冊
議案第 9 号	令和7年度富谷市水道事業会計補正予算（第1号）・・・・	別冊
議案第10号	財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・	26

議案第 1 号

富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年富谷町条例第38号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年6月12日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）及び地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づく標準化基準に適合する基幹業務システムへの移行に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年富谷町条例第38号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
（趣旨） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号に基づく特定個人情報情報の提供</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条・第3条 略 （個人番号の利用範囲） 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務，別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は<u>富谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が行う特定個人番号利用事務とする。 2 略 3 市長又は<u>教育委員会</u>は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用し	（趣旨） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用_____に_____関し必要な事項を定めるものとする。 第2条・第3条 略 （個人番号の利用範囲） 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務，別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長_____が行う特定個人番号利用事務とする。 2 略 3 市長_____は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用し

改 正 後	現 行														
て他の個人番号利用事務実施者から当該利用 特定個人情報の提供を受けることができる場 合は、この限りではない。 4 略 <u>(特定個人情報の提供)</u> <u>第5条 法第19条第11号の条例で定める特 定個人情報を提供することができる場合は、 規則で定めるところにより、市長が教育委員 会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法 定利用事務及び前条第1項に掲げる事務を処 理するために必要な特定個人情報の提供を求 めた場合において、市長又は教育委員会が必 要な限度で当該特定個人情報を提供するとき とする。</u> <u>2 前項の規定による特定個人情報の提供があ った場合において、他の条例、規則その他の 規程の規定により当該特定個人情報と同一の 内容の情報を含む書面の提出が義務付けられ ているときは、当該書面の提出があったもの とみなす。</u> <u>第6条 略</u> <u>別表第1（第4条関係）</u> <table> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> <tr> <td>市長</td><td>略</td></tr> <tr> <td>市長</td><td>略</td></tr> <tr> <td>市長</td><td><u>住登外者宛名番号管理機能による住登 外者の情報の管理に関する事務であつ て規則で定めるもの</u></td></tr> </table>	機関	事務	市長	略	市長	略	市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登 外者の情報の管理に関する事務であつ て規則で定めるもの</u>	て他の個人番号利用事務実施者から当該利用 特定個人情報の提供を受けることができる場 合は、この限りではない。 4 略 <u>第5条 略</u> <u>別表第1（第4条関係）</u> <table> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> <tr> <td>市長</td><td>略</td></tr> <tr> <td>市長</td><td>略</td></tr> </table>	機関	事務	市長	略	市長	略
機関	事務														
市長	略														
市長	略														
市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登 外者の情報の管理に関する事務であつ て規則で定めるもの</u>														
機関	事務														
市長	略														
市長	略														

改 正 後		現 行	
教育 委員 会	<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
教育 委員 会	<u>小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>		

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	富谷市子ども医療費の助成に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
		略
		略
		<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
市長	富谷市心身障害者医療費の助成に関する条例による心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定	略
		略
		略
		<u>住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの</u>

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	富谷市子ども医療費の助成に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
		略
		略
市長	富谷市心身障害者医療費の助成に関する条例による心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定	略
		略
		略

改 正 後			現 行		
	めるもの			めるもの	
市長	富谷市母子・父子	略	市長	富谷市母子・父子	略
	家庭医療費の助成	略		家庭医療費の助成	略
	に関する条例によ	略		に関する条例によ	略
	る母子・父子家庭	<u>住登外者宛名関係</u>		る母子・父子家庭	
	医療費の支給に関	<u>情報であって規則</u>		医療費の支給に関	
	する事務であって	<u>で定めるもの</u>		する事務であって	
	規則で定めるもの			規則で定めるもの	
市長	生活保護法に準じ	略	市長	生活保護法に準じ	略
	て実施する生活に	<u>住登外者宛名関係</u>		て実施する生活に	
	困窮する外国人に	<u>情報であって規則</u>		困窮する外国人に	
	対する生活保護の	<u>で定めるもの</u>		対する生活保護の	
	措置に関する事務			措置に関する事務	
	であって規則で定			であって規則で定	
	めるもの			めるもの	

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年6月12日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第5条 略 （保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく	第1条～第5条 略 （保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく

改 正 後	現 行
困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</u> (2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u>	困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行う</u> _____ こと。 (2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

改正後	現行
(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。 ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。	2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

改 正 後	現 行
<u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> <u>(1) 家庭的保育事業者等 が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> _____ _____ _____ (2) 略 <u>6 略</u> <u>7 略</u> 第7条～第49条 略 附 則 第1条・第2条 略 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の	<u>(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> _____ <u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> <u>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) 略 <u>4 略</u> <u>5 略</u> 第7条～第49条 略 附 則 第1条・第2条 略 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の

改 正 後	現 行
確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 第4条・第5条 略	確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 第4条・第5条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年6月12日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年富谷町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第36条 略 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項 _____ において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同項において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 略 第38条～第41条 略 （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲	第1条～第36条 略 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 略 第38条～第41条 略 （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲

改 正 後	現 行
げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育	げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う こと。 (2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

改正後	現行
<u>内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> (2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> ア <u>特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。	2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>全てを満たすと認めるときは、前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。

改正後	現行
(1) <u>特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> ア <u>特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者</u> が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> _____ _____ _____ (2) 略	(1) <u>特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (2) <u>次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> _____ 3 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第2項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) 略

改 正 後	現 行
<u>6</u> 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 略 <u>10</u> 略 <u>11</u> 略 第43条～第53条 略 附 則 第1条～第4条 略 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>15</u> 年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	<u>4</u> 略 <u>5</u> 略 <u>6</u> 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 略 第43条～第53条 略 附 則 第1条～第4条 略 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>10</u> 年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例等の一部改正について

富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年6月12日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例等の一部を改正する条例

(富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正)

第1条 富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例(平成25年富谷町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条・第2条 略 (布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において<u>土木工学科又はこれに相当する課程</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (2) 学校教育法による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程</u>を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門	第1条・第2条 略 (布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目</u>を修めて卒業した後、<u>2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門

改 正 後	現 行
学校（次号において「短期大学等」という。） において土木科又はこれに相当する課程を 修めて卒業した後（同法による専門職大学の 前期課程にあつては、修了した後。次号にお いて同じ。）、5年以上水道等に関する技術上 の実務に従事した経験を有する者（2年6月 以上水道に関する技術上の実務に従事した 経験を有する者に限る。）	学校 において土木科又はこれに相当する課程を 修めて卒業した後（同法による専門職大学の 前期課程にあつては、修了した後 ____））、5年以上水道 に関する技術上 の実務に従事した経験を有する者
(4) 短期大学等において機械科若しくは電気 科又はこれらに相当する課程を修めて卒業 した後、6年以上水道等に関する技術上の実 務に従事した経験を有する者（3年以上水道 に関する技術上の実務に従事した経験を有 する者に限る。）	
(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育 学校（次号において「高等学校等」という。） において土木科又はこれに相当する課程を 修めて卒業した後、7年以上水道等に関する 技術上の実務に従事した経験を有する者（3 年6月以上水道に関する技術上の実務に従 事した経験を有する者に限る。）	(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育 学校 において土木科又はこれに相当する課程を 修めて卒業した後、7年以上水道 に関する 技術上の実務に従事した経験を有する者
(6) 高等学校等において機械科若しくは電気 科又はこれらに相当する課程を修めて卒業 した後、8年以上水道等に関する技術上の実 務に従事した経験を有する者（4年以上水道 に関する技術上の実務に従事した経験を有 する者に限る。）	
(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上	(5) 10年以上水道 の工事に関する技術上

改 正 後	現 行
の実務に従事した経験を有する者（<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） (8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては<u>2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程 を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上<u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上	の実務に従事した経験を有する者 (6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては<u>1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上

改 正 後	現 行
下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）	下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(1) <u>建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>	
（水道技術管理者の資格）	（水道技術管理者の資格）
第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。	第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。
(1) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	(1) <u>前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

改 正 後	現 行
(2) 前条第1号, 第3号又は第5号に規定する学校において_____工学, 理学, 農学, 医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては, 修了した後), 同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上, 同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては, 修了した者)については6年以上, 同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(2) 前条第1号, 第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学, 理学, 農学, 医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目_____を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては, 修了した後), 同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上, 同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては, 修了した者)については6年以上, 同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(3) 略	(3) 略
(4) 前条第1号, 第3号又は第5号に規定する学校において, 工学, 理学, 農学, 医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この項において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後, 同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上, 同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程_____にあつては, 修了した者)については7年以上, 同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に	(4) 前条第1号, 第3号及び第4号に規定する学校において, 工学, 理学, 農学, 医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程_____にあつては, 修了した後)_____, 同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上, 同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程_____にあつては, 修了した者)については7年以上, 同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に

改 正 後	現 行
関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号に規定する課程</u>又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生（<u>専門職大学前期課程</u>の修了者を含む。）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上下水道及び工業用水を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (8) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格したものであって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>第2号</u>に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する学科目に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生（<u>学校教育法による専門職大学の前期課程</u>の修了者を含む。）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 国土交通大臣_____の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

（富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例（令和元年富谷市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
附 則 1 略 （経過措置） 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、<u>富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例第3条第10号及び第4条第7号</u>の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。	附 則 1 略 （経過措置） 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、<u>この条例による改正後の富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例第3条第8号</u>の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

財産の取得について

富谷市複合図書館の図書館システムの構築を目的として、下記の財産を取得しようとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年富谷町条例第3号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 ICタグ関連機器セキュリティゲート4式、自動貸出機用リーダー・アンテナ5式、自動返却機1式、業務用リーダーライター・アンテナ2式、ハンディリーダー2式
- 2 取得の方法 一般競争入札
- 3 取得価格 一金18,317,860円也
- 4 取得の相手方 東京都文京区大塚三丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷 一 文 子

令和7年6月12日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

図書館システムを構築するにあたり、ICタグ関連機器を取得するもの。